

平成 28 年度
北極域研究共同推進拠点 研究者コミュニティ支援事業公募要項

1. 趣旨

北極域研究共同推進拠点(以下拠点と言います。)は、北極域における環境と人間の相互作用の解明に向けた異分野連携による課題解決に資する先端的・学際的共同研究や産学連携の取り組み等の推進を目的とする共同利用・共同研究拠点として、文部科学大臣の認定を受けています。

本支援事業では、拠点を構成する3研究施設^{※1}の内外の研究者が協力して実施する(1)萌芽的異分野連携共同研究、(2)共同推進研究、および(3)共同研究集会を募集いたします。

本支援事業をこの3つの公募分野によって構成する狙いは、例えば、共同研究集会により異分野が連携した北極に関わる課題解決に資する研究プロジェクトを形成し、共同推進研究等を活用して基礎的な研究を行い、それらの成果等を萌芽的異分野連携共同研究において融合させ、北極の持続可能な利用と保全に関する新たな学術領域の創成を促進することにあります。

^{※1}拠点は北海道大学北極域研究センターを中核拠点、国立極地研究所国際北極環境研究センター及び海洋研究開発機構北極環境変動総合研究センターを連携施設とする3研究施設によって構成されます。

2. 研究分野

北極に関する全ての研究分野(自然科学系、人文社会科学系、工学・農学・医学等の実学系等)

3. 公募分野

本支援事業の公募分野の詳細は以下の表1. 公募分野とその概要の通りです。

表1. 公募分野とその概要

公募分野	内容	事業期間	助成額	採択件数
萌芽的異分野 連携共同研究	複数の異なる研究分野の連携によって行われる、北極の課題解決に資する萌芽的な共同研究を支援。特に、多様な研究分野を発展的に融合させ、新規性があり挑戦的な目標を設定した共同研究の実施が期待される。	最長2事業 年度	最大 250 万円/年度	1 件程度
共同推進研究	新たに北極域研究に参入する研究者も含め、自然科学系から人文社会科学系や実学系などの幅広い分野を対象として、研究者の自由な発案によって行われる共同研究を支援。単独の研究分野による申請も対象とする。	当該年度	最大 70 万 円	10 件程度
共同研究集会	幅広い分野を対象として、北極の萌芽的異分野連携共同研究等の研究プロジェクトを形成	当該年度	最大 50 万 円	4 件程度

	することを目的として行われる会議、シンポジウムや、成果発表会を支援。			
--	------------------------------------	--	--	--

4. 応募資格と研究組織

申請にあたっては、1名の研究代表者と1名以上の研究分担者で研究グループを組織し、研究代表者が申請してください。その際、拠点を構成する3研究施設の研究者^{*2}1名以上が必ず加わるように研究グループを構成してください。さらに、萌芽的異分野連携共同研究の研究グループは、専門分野が異なる複数の研究者で構成するようにしてください。

各公募分野の研究代表者となることができるのは、以下の身分の方です。

- ・我が国の大学及び国立・公立・独立行政法人の研究機関(3研究施設を含む)に所属する博士研究員以上の研究者
- ・上記に準ずる研究者(博物館等や民間の研究機関に所属する研究者も含む)で、3研究施設の長で構成される拠点本部が適当と認められた者

また、上記の方に加え、以下の身分の方は研究分担者として研究グループに加わることができます。

- ・大学院修士課程以上の学生(修士課程を修了した研究生も含む)
- ・外国の大学・研究機関に所属する研究者

^{*2}拠点を構成する3研究施設の研究者は別添1.「北極域研究共同推進拠点を形成する3研究施設の研究者リスト」を参照してください。

5. 研究期間

萌芽的異分野連携共同研究の研究期間は最長で2事業年度としますが、1年目終了時に成果を報告していただき、その成果に基づき継続の可否を決定いたします。共同推進研究および共同研究集会の研究期間は当該年度内です。

なお、各公募分野とも、前年度の研究課題を継続して申請することも可能ですが、その場合は前年度の研究成果を踏まえて発展的な内容として申請することが必要です。

6. 研究経費

研究費は、申請する研究課題の遂行上直接的に必要な物に限り購入することができます。消耗品^{*3}費、旅費(招聘のための旅費を含む)、諸謝金、会議室等借上にかかる借損料、翻訳や機器の整備等にかかる雑役務費、運搬や印刷・製本等にかかる諸経費等の事業実施費のほか、業務委託にかかる委託費としてご利用頂けます。人件費と設備備品費としては使用できません。

共同研究集会の旅費を申請できる用務先は、北海道大学北極域研究センター、国立極地研究所国際北極環境研究センター、海洋研究開発機構北極環境変動総合研究センター、および3機関の関連施設に限ります。

^{*3}単価が10万円未満の物品を消耗品と定義します。この定義に合致するものは、複数購入できま

す。ただし、下記の項目等については、消耗品であっても予算計上及び支出することはできませんのでご注意ください。

○各所属機関で整備すべき設備・備品(事務机、椅子、本棚、実験台等)

○汎用的な事務機器(パソコン、プリンタ等)

7. 申請方法

4. 応募資格と研究組織にしたがい研究グループを構成し、研究代表者が別紙様式に従って申請してください。なお、同一の研究代表者が同時に申請できる研究課題の数は、各公募分野において1課題までです。

(1) 重複申請と採択後の制限

北極域研究共同推進拠点の研究者コミュニティ支援事業と、別に公募要項を定める産学官連携支援事業の公募分野の間には、研究代表者として重複申請を行う際と採択を受ける際に制限があります。詳細は下記の表2. 申請甲ケースと申請乙ケースの重複・採択制限をご覧ください。

なお、研究分担者として研究課題に加わる場合には、制限はありません。

表2. 申請甲ケースと申請乙ケースの重複・採択制限

甲欄 \ 乙欄			研究者コミュニティ支援事業			産学官連携支援事業	
			萌芽的異分野連携共同研究	共同推進研究	共同研究集会	産学官連携フューチャリティ・スタディ	産学官連携課題設定集会
			新規	新規	新規	新規	新規
研究者コミュニティ支援事業	萌芽的異分野連携共同研究	新規	×	△	○	△	○
		継続	×	×	○	×	○
	共同推進研究	新規	△	×	○	△	○
	共同研究集会	新規	○	○	×	○	○
産学官連携支援事業	産学官連携フューチャリティ・スタディ	新規	△	△	○	×	○
		継続	×	×	○	×	○
	産学官連携課題設定集会	新規	○	○	○	○	×

○: 双方の公募分野とも応募でき、採択を受けることができる

△: 申請できるが、双方とも採択された場合、どちらか一方の公募分野を選ぶ

×: 甲欄の公募分野の研究課題を有する場合、乙欄の公募分野に別の新規研究課題を応募することは出来ない

(2) 申請の手続き

研究代表者は、研究課題、研究内容、および経費について、研究グループに参画させる3研究施設の研究者と事前に協議の上、所定の様式により申請書を作成し、所属長の承認を得て提出して下さい。提出が必要な書類は、申請する公募分野により異なります。下記をご参照の上、必要な様式1部ずつ1式を揃えて提出して下さい。

① 萌芽的異分野連携共同研究および共同推進研究

- ・萌芽的異分野連携共同研究計画申請書(別紙様式1)
- ・萌芽的異分野連携共同研究 研究分担者承諾書(別紙様式2)

② 共同推進研究

- ・共同推進研究計画申請書(別紙様式3)
- ・共同推進研究 研究分担者承諾書(別紙様式4)

③共同研究集会

- ・共同研究集会計画申請書(別紙様式5)

8. 申請書提出期限および提出先

- (1)提出期限:平成 28 年 9 月 5 日(月) 必着
- (2)提出先:本要項末尾をご覧ください。PDF による申請書の提出も受け付けます。

9. 選考及び採択通知

拠点に設置する共同研究推進委員会において申請研究課題の採否及び経費配分額を審議し、3研究施設の長によって構成される拠点本部が決定します。

配分額は、提出された申請書をもとに、拠点の予算の範囲内で配分されます。審査結果によっては、申請額よりも配分額が減額される場合があります。

研究課題の審査においては、①各公募分野の趣旨に対する適合性、②研究内容の独創性、新規性、挑戦性、③研究内容の将来性や発展性、④研究計画や予算等の妥当性を審査基準とします。

採否については、平成 28 年 10 月上旬をめどに研究代表者にお知らせします。

10. 成果報告

研究代表者は研究終了後、研究の内容・成果等及び論文や学会発表等の実績を、所定の様式「共同研究等報告書(別紙様式6)」にて下記期限までに提出して下さい。萌芽的異分野連携共同研究についても、1 年目終了時に同様の様式にて進捗状況の報告を行ってください。「共同研究等報告書」は、拠点ホームページに掲載しますので、PDF による提出で結構です。

なお、萌芽的異分野連携共同研究については、次年度への継続の可否について審査を行いますので、申請時に提出いただいた「共同研究計画申請書」についても、内容を更新して成果報告と同時に提出して下さい。

- (1)提出期限:平成 29 年 3 月 24 日
- (2)提出先:要項末尾をご覧ください。PDF により提出して下さい。

11. 成果の公表

各公募分野の成果は、拠点の共同利用・共同研究拠点としての機能の中核を成すものです。本支援事業の継続のためには、研究成果が明確な形となることが求められます。そのため、創出された研究成果は、本拠点の公募分野における成果であることが明確な形で公表されるようにご協力をお願いします。

具体的には、公募分野による研究の成果を学術論文等として発表する場合は、原則として本拠点を構成する3研究施設の研究代表者もしくは研究分担者のうち 1 名以上との共著論文としてください。また、以下を参考に謝辞を記載して下さい。

※論文等への謝辞の記載について

共同研究の英文名

Joint Research Program of the Japan Arctic Research Network Center

謝辞記載例

- ・本研究は北極域研究共同推進拠点の公募事業による助成を受けたものです。
- ・This study was supported (partly) by the Grant for Joint Research Program of the Japan Arctic Research Network Center.
- ・This study was carried out under the Joint Research Program of the Japan Arctic Research Network Center.

研究成果として論文等を発表したときは、速やかにPDFに変換したファイルを要項末に記載の事務局まで提出して下さい。研究期間の終了後に発表された論文についても、同様に報告をお願いします。

12. 知的財産権の所属

知的財産権の所属については、別途定める契約に基づくものとします。

13. 個人情報等の取り扱い

応募書類に記載いただいた個人情報は、法令等により提出を求められた場合を除き、下記の目的以外で利用することはありません。

- (1) 拠点の共同研究推進委員会および拠点本部における申請研究課題の採否及び研究経費配分決定のための審査
- (2) 研究課題が採択された場合の、当該研究課題名、研究代表者並びに研究分担者の所属・職名・氏名の拠点ホームページおよび広報誌等刊行物への掲載
- (3) 研究代表者及び研究分担者に係る出張依頼、旅費支給関係事務
- (4) 特定の個人を識別できない状態に加工した統計資料等への利用

14. 郵送及び問い合わせ先

北海道大学北極域研究センター内 北極域研究共同推進拠点事務局

〒001-0021 札幌市北区北 21 条西 11 丁目

TEL: 011-706-9074 E-mail: j-arcnet@arc.hokudai.ac.jp

拠点ホームページ: <http://j-arcnet.arc.hokudai.ac.jp/>